



教 入 第 572 号  
平成 18 年 2 月 8 日

各市町村教育委員会教育長 様

岩手県教育委員会教育長

生徒のスポーツ活動休養日の設定について（通知）

このことについて、「児童生徒のスポーツ活動の在り方について」（平成 17 年 3 月 9 日付け教入第 774 号通知）の指針により、生徒の望ましいスポーツ活動が行われるよう指導をお願いしてきたところであります。

生徒が生涯にわたってスポーツに親しみ、体力の向上や健康の増進を図るため、また、スポーツ医・科学の見地から競技力向上を図るうえでも、適切な休養をとることが効果的であります。

つきましては、この指針に関して一層の趣旨の徹底を図るため、スポーツ活動休養日に関して下記のとおり取り組まれるよう貴管内中学校に対して御指導をお願いします。

記

- 1 土曜日や日曜日については、可能な限り休養日とすることが望ましい。
- 2 土曜日や日曜日に練習試合などを行う場合には、土曜日や日曜日の両日とも終日活動することのないように配慮すること。
- 3 大会への参加や練習試合など土曜日や日曜日に活動する場合もあることから、平日に学校全体で統一したスポーツ活動（部活動やスポーツ少年団活動など）休養日を設けること。

なお、平日の休養日については、原則として、月曜日とすること。

担当

スポーツ健康課 健康・競技スポーツ担当

TEL 019-629-6195 FAX 019-629-6199



教 又 第 572 号

平成 18 年 2 月 8 日

岩手県スポーツ少年団本部長 様

岩手県教育委員会教育長

### 生徒のスポーツ活動休養日の設定について（通知）

このことについて、「児童生徒のスポーツ活動の在り方について」（平成 17 年 3 月 9 日付け教又第 774 号通知）の指針により、生徒の望ましいスポーツ活動が行われるよう指導をお願いしてきたところであります。

生徒が生涯にわたってスポーツに親しみ、体力の向上や健康の増進を図るため、また、スポーツ医・科学の見地から競技力向上を図るうえでも、適切な休養をとることが効果的であります。

ついては、この指針に関して一層の趣旨の徹底を図るため、下記のとおり取り組まれるようお願いいたします。

### 記

- 1 土曜日や日曜日については、可能な限り休養日とすることが望ましい。
- 2 土曜日や日曜日に練習試合などを行う場合には、土曜日や日曜日の両日とも終日活動することのないように配慮すること。
- 3 大会への参加や練習試合など土曜日や日曜日に活動する場合もあることから、平日に学校全体で統一したスポーツ活動（部活動やスポーツ少年団活動など）休養日を設けること。

なお、平日の休養日については、原則として、月曜日とすること。

担当

スポーツ健康課 健康・競技スポーツ担当

TEL 019-629-6195 FAX 019-629-6199